

福祉医療費給付事業について

健康福祉政策課

1 目的

障がい者、乳幼児等、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の福祉の増進を図るため、市町村が行う療養の給付等に関する事業費に対し補助金を交付する。

2 負担内訳 県単独事業（県 1 / 2 市町村 1 / 2）

3 根拠法令等 福祉医療費給付事業補助金交付要綱

4 事業主体 市町村

5 事業内容

福祉医療費給付事業補助金

① 対象経費

- ア 医療保険制度等に基づく医療費の本人負担分
- イ 医療機関等及び審査支払機関における事務手数料

② 対象者等

区分	対 象 者	所 得 制 限		本 人 負 担 (支給額から控除)
乳幼児等	中学校卒業まで	なし		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 レセプト 当たり 500 円 ・ 入院時食事療養費標準負担額 ・ 入院時生活療養費標準負担額
障がい者	身障手帳 1・2 級	特別障害者手当準拠	(18 歳到達年度 3/31 まで)	
	身障手帳 3 級	所得税非課税者		
	療育手帳 A 1～B 1	特別障害者手当準拠	なし	
	精神保健福祉手帳 1 級			
	精神保健福祉手帳 2 級	所得税非課税者		
	65 歳以上国民年金法施行令別表該当者	特別障害者手当準拠		
母子・父子家庭等		児童扶養手当準拠		

6 予算額（案）

R 8 年度 5,679,542 千円（18 節（補助金））
 [長野県こどもの未来支援基金繰入金 693,149 千円、一財 4,986,393 千円]
 R 7 年度 5,642,277 千円（18 節）

7 令和 8 年度予算額（案）における事業拡充

これまで県補助の対象外となっていた精神障害者保健福祉手帳所持者の入院医療費助成について、他の障がいとの均衡や、精神障がい者の地域移行を取りまく環境の変化を踏まえ、令和 8 年 4 月診療分から対象とするよう事業拡充を行う。